

令和8年度 デジタル技術活用推進助成

人手不足解消に効果がある機械装置等の導入を補助することで、
業務効率化・省人化・省力化による生産性向上を支援します！

ハードウェア

ロボット・機械設備
導入等ハードウェアの
新規導入を助成します

申請期間

令和8年5月11日(月)～令和9年1月29日(金)

※午後5時必着

※予算額に達した場合、募集を終了します。

先着順

助成額

最大80万円

(助成率 2/3)

※1,000円未満は切り捨て

申請要件

- 品川区内に本社あるいは主な事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業
- 本申請と同一テーマ・内容で他の公的機関等から助成を受けていないこと
- 令和7年度品川区デジタル技術活用推進助成金(ハードウェア)の採択事業者でないこと

※上記以外にも申請要件がございますので、申請前に必ず募集要項をご確認ください。

DX・デジタル技術活用推進事業ホームページ

本事業の詳細やDX推進・デジタル化に役立つ情報を随時更新していきます。

助成金のご案内

DXコーディネーターのご紹介

イベント開催情報

DX・デジタル技術活用に役立つ製品・サービスを提供する企業情報のご紹介





概要

中小企業の事業の継続ならびに事業成長を後押しするため、生産性向上を目的とした既存業務の業務効率化、省力化・省人化が見込める設備導入（ハードウェア）に要する経費の一部を助成します。

※下記内容はあくまで概要です。申請前に必ず募集要項をご確認ください。

主な対象事業

以下のすべての要件を満たしていること。

- ① 生産性向上を目的とし、既存業務の業務効率化、省力化・省人化が見込める設備導入であること

例： **セルフレジ・自動チェックイン機** **業務用ロボット（調理・配膳・清掃等）** **無人搬送車** 等

- ② 1年以上継続して営んでいる既存事業において活用するものであること。かつ、現在の状況から改善が見込まれ、業務効率化、省力化・省人化の効果が示せるもの
- ③ 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）までに導入・稼働および経費支払いが完了するもの
- ④ 申請事業者の営む事業に直接的に資する設備であること

主な対象経費

- ハードウェア設備の購入経費および借用経費、初期設定・調整・カスタマイズ費等

（申請年度に初めて導入したもの、かつ、経費の対象期間が申請年度のものに限る。）

※以下の経費は助成対象外となります。

- ① 1 設備あたりの税抜（本体）価格が 10 万円未満のもの
- ② 中古品の購入費および借用費
- ③ 既存の機械装置等の入れ替え、更新または増設する経費
- ④ 既存業務が代替されず、単純に生産量を増加させる経費
- ⑤ 汎用性の高いハード機器全般（例：パソコン、タブレット、プリンタ等）他

申請の流れ



申請方法

オンラインでの申請手続きとなります。

申請の際には、必要事項の入力および必要書類のアップロードが必要です。

詳しくは「[DX・デジタル技術活用推進事業専用ホームページ](#)」をご覧ください。

<https://www.shinagawa-dx-digital.com>

※上記内容はあくまで概要です。申請前にホームページより必ず募集要項をご確認ください。

